

社会福祉法人聖マリア会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人聖マリア会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員又は評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事長及び理事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。

(理事の業務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。

また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第6条 法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(支給日)

第7条 報酬は出務した日に現金にて支給する。

(旅費等)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人聖マリア会旅費規程により旅費を支給する。

2 別表1又は別表2に定める報酬を支払う場合は、交通費は支給しない。

(適用除外)

第9条 施設の管理者及び法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(補 則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成22年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人聖マリア会役員・評議員の報酬に関する規程（平成14年3月27日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人聖マリア会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成 27 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬	10,000円 以内
理事業務報酬	10,000円 以内
監事業務報酬	10,000円 以内